

幼少年との指導稽古での注意点

秦野市剣道連盟

「子ども達をもっと強くしたい」「よりしっかり鍛えたい」という思いが、一歩間違えるとパワハラや危険な暴力行為と見なされかねない場合があります。

そこで、子ども達との指導稽古で特に注意すべき3つの点をお示しします。

先生方には、以下のような行為をしないよう、十分ご注意ください。

1. 打ち込んできた相手に、強く体当たりすること。

体格の小さな子ども達は、自分の勢いもあるので、簡単に後ろへひっくり返ってしまいます。背面から弧を描くように倒れ、後頭部を床に打ち付けることもあり、脳しんとうのほか、頸椎、脊椎、腰椎を痛める例もあります。柄を握った両拳が相手の胸や首に入ると、この上なく危険です。

2. 子どもの肩、首、面の側面に竹刀を掛けて、体勢を崩そうとすること。また、打ち込んだ子どもの腰に竹刀を掛けて、勢いをつけて抜けさせること。

そもそも「竹刀は真剣である」という理念に適合しません。子ども達が転倒する危険が高だけでなく、頸椎損傷にもつながります。更に、子ども達に「いじめられている」ような感覚を抱かせてしまいます。

3. 感情をあらわにして怒鳴ったり、罵倒・恫喝的な物言いをすること。

子ども達の人格を著しく傷つけます。剣道が改善される前に、怖がったり嫌いになったりさせてしまいます。指導助言は、子ども達がよく理解し、納得できる形で行うよう心がけましょう。

上記の3点のほかにも、危険行為や乱暴な物言いには
十分ご注意ください！

以下、参考までに「剣道試合・審判規則、同細則」掲載の「禁止行為」をそれぞれ抜粋して挙げます。これらは、危険行為や乱暴な物言いにつながるものでもあります。指導稽古の中で、これらの行為についてのご指導、ご注意、ご配慮をお願いします。

【禁止行為事項】より

(非礼な言動) 審判員または相手に対し、非礼な言動をすること。

(諸禁止事項) 1. 定められた以外の用具(不正用具)を使用する。

2. 相手に足を掛けまたは払う。

3. 相手を不当に場外に出す。

4. 相手に手を掛けたまま抱え込む。

5. 相手の竹刀を握るまたは自分の竹刀の刃部を握る。

6. 相手の竹刀を抱える。

7. 相手の肩に故意に竹刀をかける。

8. 不当なつばぜり合いおよび打突をする。

(つばとつばが接しない状態にいる。つばぜり合いから分かれる際に竹刀で相手を突き放す行為など。)

※このほか、全剣連の「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法【最新版】」(同HP参照)についても熟知の上、これにのっとった稽古をお願いします。